

～生計困難者等に対する 利用者負担額軽減制度～

この制度は、低所得者で特に生計が困難な方に対して、利用者負担額を軽減する制度です。

軽減を実施している事業者で、対象となるサービスを利用した場合、介護費、食費、居住費の自己負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）が減額されるものです。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費のみ全額対象となります。

軽減を受けるためには、申請が必要です。軽減を実施している事業所については、足立区のホームページに一覧を掲載しています。詳しくはお問い合わせください。

[軽減の対象となる方]

1 次のすべての条件に該当する方

- ①世帯全員が住民税非課税であること
- ②年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ③預貯金等（預貯金のほか、有価証券、債権等も含まれる）の額が、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ④世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
※区民税課税者に扶養されていないこと（税法上の扶養家族になっていない）
- ⑥介護保険料を滞納していないこと

2 生活保護受給者等（軽減の対象は個室の滞在費のみとなります。）

[申請に必要なもの]

- ①生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書、収入および預貯金等申告書（足立区のホームページからダウンロードできます）
- ②本人と世帯全員の収入がわかるもの（年金の決定通知書や振込通知書、源泉徴収票などの写し）
- ③ご本人と世帯全員の預貯金通帳の写し
 - ・金融機関名、支店名、口座番号、名義人のわかるページの写し
 - ・令和4年1月1日以降、申請日までの明細ページの写し
 - ・いくつかの取引がまとめて記帳されている場合は出入金明細書が必要です。
 - ・金額の多少にかかわらず、お持ちのすべての通帳の写しを提出してください。
 - ・通帳をお持ちでない場合は、その旨を一筆お書きください。
- ④区外に居住する区民税非課税者に扶養されている場合は、扶養者の区市町村民税非課税証明書

[その他軽減を受ける際ご注意ください]

- ①軽減認定を受けた方には、「生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証」を交付します。軽減を受けるためには、軽減実施事業者とケアマネジャーに確認証を提示してください。
- ②軽減認定の有効期間は、申請日の属する月の初日から毎年7月31日までです。
- ③特別養護老人ホームやショートステイを利用される際の食費・居住費の軽減については、負担限度額認定証を交付されている場合に限り軽減の対象になります。

(問い合わせ先)

足立区介護保険課保険給付係（区役所北館1階） 直通電話（3880）5743

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1